

一般社団法人 大阪府作業療法士会

大規模災害時支援活動基本指針

平成 29 年 3 月 策定

目 次

- I. 本指針の目的
- II. 大規模災害の定義
- III. 本会の対応
 - 1. 大阪府下の災害への対応
 - 1) 組織体制
 - (1) 平時
 - (2) 災害発生時（被災時）
 - ①会長・副会長
 - ②災害対策本部
 - ③理事（各局長及び各部長）
 - ④その他（派遣要請・派遣者確保等について）
 - (3) 災害発生時（他都道府県発災時）
 - ①会長・副会長
 - ②事務局員
 - ③理事（各局長及び各部長）
 - ④その他（派遣におけるチーム登録について）
 - 2) 時期別の対応指針
 - (1) 平時の対応
 - (2) 災害発生時の対応
 - 2. 大阪府外の災害への対応

I. 本指針の目的

本指針は、大阪府下において大規模災害が発生した際には、大阪府作業療法士会（以下、本会）は、日本作業療法士協会（以下、協会）、近畿作業療法士連絡協議会（以下、協議会）、他都道府県作業療法士会（以下、他県士会）と連携し、被災した会員及び一般市民への災害支援活動を迅速且つ円滑に行うこと、大阪府以外の都道府県で大規模災害が発生した際には、被災都道府県への支援を適切に行うことを目的とする。

II. 大規模災害の定義

本指針で定める大規模災害とは、自然災害（地震、津波、台風等による風水害・土砂災害、火山噴火等）、事故災害（原子力発電所等の核施設をはじめとする有害物資を取り扱う施設における事故、爆発、火災等）、その他の災害であって、多数の人的および物的損失をもたらし、復旧・復興までに数ヶ月から数年に及ぶ長期間を要することが予想される災害のこと。必ずしも激甚災害（「激甚に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用による）に指定された災害に限らない。

III. 本会の対応

1. 大阪府下の災害への支援

1) 組織体制

(1) 平時

災害発生時速やかに災害支援活動が展開できるように、府士会役員（各局長及び各部長）、災害対策委員会、地域局各ブロック長は以下の業務を行う。

①府士会長・副会長

全体の統括と大阪府をはじめ行政や関連諸機関に対し、積極的に作業療法士による災害時支援に関する情報発信を行うなどにより、平時から関連諸機関との連携、災害時対応の協働体制の構築に努める。

②理事（各局長及び各部長）

災害時において専門的視点から支援が可能となる人材育成に取り組む。

③災害対策委員会

他職種との連携、災害対策意識の向上、人材育成を目指して具体的な方策を立てて関係部門と協力して実行すること。

④地域局ブロック担当理事及び各ブロック長

地域局ブロック担当理事は、担当地域のブロック長との連携に努め、平時から圏域内の会員相互の参加の場づくりやネットワークづくりに努め、連絡先の共有を含めた連携を図っておくこと。

(2) 災害発生時（被災時）

①会長・副会長

災害が発生した場合、府士会としての方針を決定し、必要な場合は、速やかに災害対策本部を設置する。災害対策本部長は府士会長とし、メンバーは理事を中心に構成することとする。

②災害対策本部

事務局員は、災害対策本部事務局として、事務所の被災状況を災害対策本部長（府士会長）に伝え、会員の安否情報及び地域の被災状況に関する情報を集約し、災害対策本部長に報告する。理事から収集した会員や地域の被災状況について、協会が設置する災害対策本部と連携し情報伝達を行う。

災害対策委員会委員は事務局員等の活動を支援する。

③理事（各局長及び各部長）

災害対策本部からの指示に基づき、各部署の会員の安否確認を行うとともに、専門的視点から被災状況等に応じた支援に関する情報を提供すること。

④その他（派遣要請・派遣者確保等について）

協会の災害対策本部に大阪府等からの派遣要請等については、情報として送付し、支援を求めること。

（3）災害発生時（他府県発災時）

①会長・副会長

協会災害対策本部と連携し、会員に対して、被災地支援に関する情報（作業療法士の個人登録・チーム登録等）について、速やかに会員に周知する。

②事務局員

協会災害対策本部と連携し、情報伝達機能を果たすこと。

③理事（各局長及び各部長）

平時から育成していた災害時に専門的視点から支援が可能となる人材については、個人登録・チーム登録について積極的に情報提供を行うこと。

2) 時期別の対応指針

（1）平時の対応

①大阪府作業療法士会版「大規模災害時支援活動基本指針」の整備・改定

②災害発生時の本会と士会間の連絡および連携のあり方の整備と確立

③会員情報を含む本会の各種システム及びバックアップ体制の整備

本会の事業継続計画（Business continuity planning: BCP）の一環として、会員個人情報を含む協会の各種システム及びデータは、分散した複数サーバーや定期的なバックアップにより保管・保護し、事業継続が可能な体制を整えておく。

④日本作業療法士協会における災害ボランティア登録制度への推進活動

⑤災害時緊急支出金の確保

初期対応支援金をはじめとして、災害時に必要とされる支出の内容、対象、範囲等を一定程度想定し、緊急支出できる程度の資金を確保しておく。

⑥大阪府大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（大阪 JRAT）への参画をはじめとする関連他団体との連携を図り、災害発生時の連絡体制と連携方法を整えておく。

（2）災害発生時の対応

①会長は災害対策本部を設置し本部会議を招集する。

②災害対策本部および事務局は日本作業療法士協会との連絡調整を行い、必要に応じて対応する。

③地域局各ブロック担当理事は、本部長の指示に基づき情報収集（会員情報の把握、被災状況の確認等）を開始する。

④災害支援活動の終了時は、災害対策本部を解散し、平時活動への移行を決定する。

⑤災害対策本部は被災状況と協会の対応を記録・整理し、事務局に永久保管する。

⑥被災した会員の当該年度の会費免除申請を受け付ける。方法と基準は下記の通りとする。

1. 申請制とする。
2. 申請手続きについては、本会ホームページ、機関誌で広報する。
3. 申請書類は、①申請書（氏名、会員番号、連絡先住所、電話・FAX番号、申請理由を具体的に明記）と、②自治体発行の「罹災証明書」のコピーとする。
4. 申請期間は最短でも1ヶ月間、事情が許せば2～3ヶ月程度はとることとする。期間の設定については、可能なかぎり会員に不利益が生じないように、災害対策本部で決定する。
5. 申請者は申請期間内に申請書類を事務局宛に郵送することとする。
6. 事務局は申請書類を取りまとめ、申請期間終了後直近の三役会に諮った後、理事会に提出する。
7. 会費免除は理事会の承認を受けることによって決定する。
8. 会費免除は原則として、地震発生時に会員本人が居住していた自宅が被災した場合とし、全壊、半壊のいずれも対象とする。ただし、会員本人が居住していない「実家」の被災は対象としない。
9. 理事会決定後速やかに、事務局は申請者に対し承認・非承認の通知を行う。
10. 会費免除決定後すでに当年の会費を納入済みの場合、次年度の会費に繰り越すこととする。

2. 大阪府外の災害への支援

本会は、大阪府外で大規模災害が発生した場合に、基本的には日本作業療法士協会等と連携して対応し、必要に応じて見舞い状、支援金を送ることができる。また、被災都道府県士会、日本作業療法士協会、大阪 JRAT、その他の公的機関からの援助要請があった場合は理事会で対応内容を検討し決定する。

（追記）

- 1) 府士会は、被災地域からの支援要請を周知する。
- 2) 府士会は、被災地域での活動を希望する会員を大阪 JRAT と協働して派遣場所、人数、時期を調整する。
- 3) 被災地域で会員が活動する際は、ボランティア保険の加入を行う。